

議 事 録

会議名	平成27年度第2回寒川町個人情報保護制度運営審議会会議 平成27年度第2回寒川町情報公開制度運営審議会会議		
開催日時	平成27年12月11日（金）15:00～16:45		
開催場所	寒川町役場東分庁舎2階第3会議室		
出席者名、 欠席者名及 び傍聴者数	委 員：中島、飯野、入澤、川島、坂元（欠席：齋藤） 事務局：小島（総務部長）・新藤（総務課長）・鳥海（総務課行政総務担当主査） ・辻井（総務課行政総務担当主任主事） 傍聴者数：なし		
議 題	第1号 議事録承認委員の指名 第2号 寒川町特定個人情報等の安全管理に関する基本方針等に対する意見 について 第3号 その他		
決定事項	第1号 入澤委員・飯野委員に決定 第2号 意見聴取案件のため決定事項はなし。		
公開又は 非公開の別	公開	非公開の場合その理由 （一部非公開の場合を含む）	
議事の経過	別紙のとおり		
配付資料	資料1：寒川町特定個人情報等の安全管理に関する基本方針等の概要 資料2：寒川町特定個人情報の安全管理に関する基本方針 資料3：寒川町特定個人情報管理規程 参考資料：特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関 等・地方公共団体等編）の概要 資料：個人情報取扱事務登録簿に係る処理の確認について（通知）の写し		
議事録承認委員及び 議事録確定年月日	入 澤 章 飯 野 守	（平成27年12月22日確定）	

議 事 の 経 過

1. 開会 新藤総務課長
2. あいさつ 小島総務部長
中島会長

※ 事務局より、欠席委員の報告とともに、寒川町個人情報保護制度運営審議会規則及び寒川町情報公開制度運営審議会規則第3条第2項に基づき、委員総数6名中5名の出席により会議の成立要件を満たしていること、傍聴希望者がいないことを報告。

3. 議題

第1号 議事録承認委員の指名

今回の担当委員として入澤委員及び飯野委員を決定した。

第2号 寒川町特定個人情報等の安全管理に関する基本方針等に対する意見について

【説明】 事務局より、資料(資料1、資料2、資料3、参考資料)に基づき説明。

【質疑・意見】 (凡例) ※ : 委員、 → : 事務局又は担当課

※ 寒川町特定個人情報等の安全管理に関する基本方針(以下、「基本方針」と表記。) (案) 及び寒川町特定個人情報等管理規程(以下、「管理規程」と表記。) (案) の発信者は誰か、法的な性格はどのようなものを有するのか。

→ 基本方針(案) は、町民向けに町長が発する宣言文書のようなもので、法的な位置づけは特にない。管理規程は訓令として職員向けに定める。

※ 基本方針(案)、管理規程(案) とともに案が取れた時点で公表されるものなのか。

→ 公表される。

※ 特定個人情報を取り扱うときの庁内ネットワークについてはどのような形か。またマイナンバーが、今後、民間等も含め広く活用されるようになった場合の対応はどのように行うのか。

→ 閉じられた専用ネットワーク及び専用端末を使用して実施する。マイナンバーについては、現状、税と社会保障分野における行政の効率化等を目的に実施されている。

※ 基本方針(案) 中に法体系の説明を記載してはどうか。

→ 検討する。

※ 基本方針（案）については町民向けの文書なので、もっと平易な表現にした方が良い。基本方針（案）中、「取扱規程等」とあるが、当該規程は存在するのか。管理規程（案）中、総務課長が情報保護管理者と監査責任者で重複する部分があるのは、いわゆる利益相反行為となるのではないか。

→ 表現については検討する。取扱規程等については、現在存在しない。組織体制については検討する。

※ 言葉の使い方について、番号制度という呼び方よりマイナンバー制度の方が町民にとっても分かりやすいのではないか。基本方針（案）について、文書発信の責任者が誰なのか分からない。

→ 表現については、検討する。文書の発信方法については、明確に発信者が分かるよう適切な方法を検討する。

※ 個人情報保護条例の改正の必要はないのか。

→ 個人情報保護条例の改正は10月に実施し、前回会議で報告済。

※ 管理規程（案）第24条は意味が読み取れない、第25条はファイアウォールの設定まで情報保護管理者である各課長が実施可能なのか。閉じたネットワークにファイアウォールが必要なのか。

→ 第24条については、適切な表現に変更する。第25条については、情報システム担当と確認し、情報セキュリティポリシー等との兼ね合いもあるので、適切な表現を検討する。

※ 管理規程（案）第35条に業務の委託とあるが、委託とはどのようなものか。委託の際に事故があった場合、どのような対応となるのか。

→ 委託とは窓口業務などを外部の民間事業者や団体等に事務を任せること。事故があったときは、マイナンバー法の罰則が適用されるが、事故を起こさないよう安全管理措置が講じられるよう契約する。

※ 町民は、委託先が特定個人情報を取り扱うとき、町職員同様の安心感を求めているので、その部分を忘れないようにしてほしい。

→ 承知した。

今後の意見の取りまとめ方法等について

協議の結果、次のとおり取り扱うことを確認した。

今回の意見等については、事務局において取りまとめ、基本方針（案）及び管理規程（案）に反映できるものは反映していく。意見の採否等については事務局一任。今回の議事録とともに完成した基本方針及び管理規程を送付する。

第3号 その他

①今後の会議日程の決定方法について

今回は急な会議の開催となったが、今後は各委員の日程調整を密に行い、多数の委員が出席できるよう対応していく。

②個人情報取扱事務登録簿の管理について

→前回の会議で指摘された個人情報取扱事務登録簿の管理方法について「平成 27 年 11 月 16 日付け個人情報取扱事務登録簿に係る処理の確認について（通知）（資料参照）」を発出し、速やかに対応した。

③平成 27 年 11 月 25 日付け保有個人情報の目的外の利用並びに本人通知の省略についての答申書の付帯意見に対する経過報告について

→付帯意見の(4)については、広報さむかわ 2 月号、町ホームページ、各種会議等において周知を図っていく。(5)については、現在、茅ヶ崎市と調整中のため、年明け頃の対応となる見込みであり、その節は各委員に送付する。

5. 閉会

以 上